

2024年1月22日

高知県教育委員会  
教育長 長岡 幹泰 様

高知県教職員組合執行委員長 細木 久義  
同 女性部長 柳川 美智



## 女性教職員の労働条件の改善に関する申し入れ書

私たち女性教職員は、すべての子どもたちが笑顔と希望にあふれる学校生活を送り、健やかに成長していくことを願っています。そして、女性教職員がジェンダー平等のもとで、母性を守りながら生き生きと働き続けられることを望んでいます。校務支援システムで勤務時間管理ができるようになり、働き方改革が進められていますが、学校現場の多忙化解消には至っておらず、依然として健康を損なう教職員が増加しています。また、社会全体で少子化対策が求められており、教職員にも安心して子どもを産み育てることができる職場環境づくりや多忙化解消のための業務の見直しと余裕ある人員配置が絶対が必要です。私たちの切実な要求にもとづく下記の項目について、貴教育委員会に格段の配慮を要請いたします。

### 記

#### I 教職員全般に関して

1. 多忙化解消に向けて具体的な施策を打ち出すこと。(人員配置、事務軽減、通勤時間の緩和など)
2. 支援が必要な児童が増加している状況や学級経営が困難になるケースが多く見られること等から、小学校3、4、5、6年生を30人以下学級にすること。
3. 特別支援学級の定数8人の見直しと、2学年以内の学級編制などについて、国にはたらきかけるとともに、県独自での対応も考えていくこと。
4. ハラスメント根絶に向けて取り組むこと
  - (1) ハラスメント根絶のために、管理職への研修、職場への周知徹底など必要な手だてを行うこと。高知県教委として「ハラスメント防止指針」を策定すること。相談連絡先の入ったデジタルポスターを作成し、各職場に掲示するよう求めること。
  - (2) 県立学校に実施したアンケートの自由記述欄に書かれていた様々なハラスメントに対して匿名で対応できないというが、相談に結びつくよう改善すること。
  - (3) 『ハラスメント対策ガイドブック』の「パワハラを受けないためのポイント」に記載されている職員の皆さんへの内容について見直しをすること。
5. 更衣室・休養室など、完全設置のための予算措置を講ずること。
6. 児童・生徒数が500人程度の学校にも、健康診断期間中、養護教諭の事務補助を加配すること。
7. 再任用教職員の賃金諸手当を同一労働同一賃金、均等待遇の原則に立ち、改善すること。

#### II 妊娠・出産に関して

8. 妊娠中の労働軽減を行うこと。
  - (1) 妊娠した教職員が安心して休むことができるように、必ず産休代替を配置すること。特に特別支援学級担任、特別支援学校教員、寄宿舎指導員、少数職種には未配置を生まないこと。
  - (2) 産育休先読み加配について、妊娠者の労働軽減、母性保護につながるよう確実に制度を活用すること。4月中に産前休暇に入る場合も4月当初から加配措置をとること。
  - (3) 体育専科教員と小学校担任に対しては、妊娠者が一人の場合でも妊娠が判明した時点から、体育補助を配置すること。当面「体育実技免除」を図るようすること。
  - (4) 妊娠中の養護教諭に対しては、4・5・6月の期間、補助教員を加配すること。確保できな

い場合は、看護師資格を有する人を配置すること。

9. 妊娠中の権利や労働軽減など母性保護に関する内容について、妊娠者個人と配偶者に面談を行い、文書でも知らせるようにすること。併せて自己目標シートのチェック欄が生かされるよう管理職に指導を徹底すること（宿泊を伴う行事、体育の実技指導、遠足の引率、校舎階上への頻繁な往復、夜間・土日・祝日等の出勤、校務分掌・授業時数の軽減など考慮すること）。また、妊婦の労働軽減に学校内で対応できない場合は、教員を加配すること。
10. 産前・産後休暇の拡充を行うこと。多胎妊娠の場合産後休暇も14週とすること。
11. 妊娠4か月未満で流産した場合、流産のための休暇を2週間設けること。
12. 妊娠障害休暇を2週間（現行10日）に延長すること。また、産前休暇につながる妊娠障害休暇に代替者を配置すること。
13. 産休に入る1ヵ月前から代替を配置すること。当面、産休につながる病休は実質30日に満たなくても、代替者を配置すること。
14. 年度末・年度始めの休業期間中も産休・育休の代替を配置すること。
15. 「出生サポート休暇」を周知徹底するとともに、取得しやすい環境づくり（ゆとりある人員配置等）をすること。また、日数は10日に延長すること。

### Ⅲ 育児に関して

16. 『子育て支援サポートプラン』に基づく取り組みについて、小中学校を含む全ての学校長に通知し実効性のあるものにする、市町村教委に対しても更なる働きかけを行うこと。
17. 育児休暇を子どもが満3歳になるまでとれるようにすること。
18. 育児休業手当金を満3歳まで支給するようにすること。次世代育成支援拡充の趣旨に反する育児・介護休業手当金の上限を引き下げないよう国・関係機関に働きかけること。また、育児休業・介護休業手当金の日額が引き下げられた場合でも、取得者に影響がでないように独自の措置を講じること。
19. 男性の教職員の育児休業取得促進を進めること。
20. 育児のための短時間勤務制度の周知に努め、取得しやすい条件整備に努めると共に、取得者にも学校現場にも負担にならないように補充の教職員を「正規・期限付き・時間講師」のいずれかで現場の要求を聞いて確保すること。また、管理職に対して制度の意義や趣旨を周知徹底させ、教職員が制度を活用しやすくするための手立てを講じること。

### Ⅳ 休暇に関して

21. 更年期障害に対する措置（健康相談・通院保障・休暇・労働軽減など）を設けること。
22. 介護休暇・看護欠勤に引き続く忌引期間中の代替措置を制度化すること。
23. 看護休暇を「家族的責任を果たすための休暇」に変更し、内容を保育園や学校行事への参加にも拡大すること。日数も10日間に延長すること。
24. 短期の介護休暇については、緊急の負傷・病気などに対応できる利用しやすい制度とするため、取得要件の「2週間以上要介護状態にあること」をはずすこと。
25. 永年勤続休暇については今後もこの制度を維持し、さらに、取得率を向上させるために、現行以上に分割取得や繰り越しを認めること。
26. 介護休暇の取得にあたっては取得条件の緩和や、事務の手続きを簡素化すること。

### Ⅴ 臨時教職員に関して

27. 臨時教職員の身分確立・待遇改善や権利の周知徹底を図ること。特に次の点を改善すること。
  - (1) 臨時教職員の母性保護を正規教職員に準じて行うこと。
  - (2) 臨時教職員が産休を取得する場合、代替保障をすること。

以上